

# 生活上の困り事があったら…

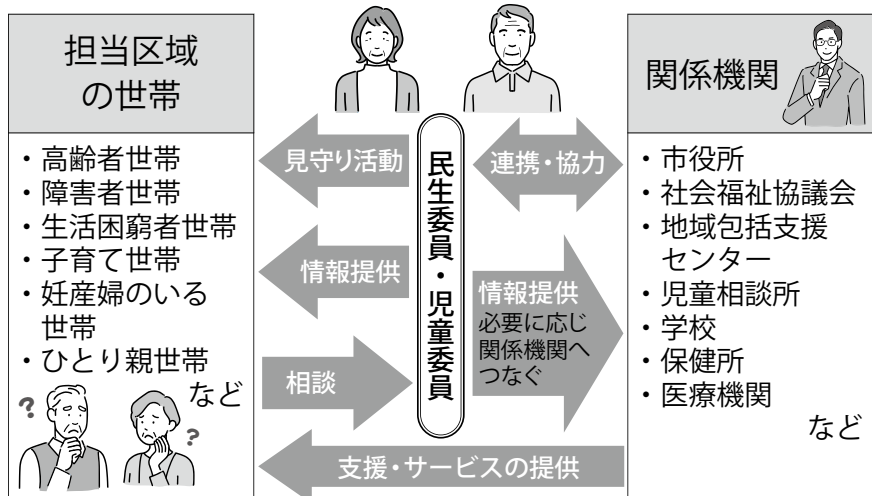
民生委員・児童委員が支えます

「困っていることがあるけれど、どこに聞けばよいのか分からない。」こんな経験はありませんか。そんなときは、ぜひ民生委員・児童委員にご相談ください。

**問い合わせ** 地域福祉課（市庁舎3階、☎65・4146）

## 民生委員・児童委員とは

民生委員・児童委員は、厚生労働大臣から委嘱され、ボランティアとして住民の生活をサポートする、地域で最も身近な相談員です。生活上の困り事や悩みなど、地域住民の皆さんからのさまざまな相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、関係機関へ「つなげる」役割を担っています。



## 民生委員・児童委員のこと Q&A

### Q どんな相談ができるの？

**A** 日常生活上で困っていることや不安なこと、家族や近所の人のことなど、幅広い相談に応じます。まずは、お気軽にご相談ください。

### Q 買い物など、身の回りの手伝いは頼めるの？

**A** 直接行うことはできませんが、利用できるサービスがあれば紹介します。

### Q 相談内容が他の人に伝わらないか不安…

**A** 民生委員・児童委員には、民生委員法に定められた守秘義務があるので、安心してご相談ください。

### Q 担当の民生委員・児童委員が分からない…

**A** 地域福祉課へ問い合わせください。

## 現役委員に話を伺いました！



北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 支部長 伊藤 進 さん

### 民生委員・児童委員になったきっかけは？

町内会長を務めていたことが発端で、市から依頼があり、特に児童福祉の増進に関心があったので引き受けました。それから25年以上、民生委員・児童委員として活動しています。

### どんな活動をしているの？

月1回程度、独り暮らし高齢者の自宅を訪問して生活の状況を聞き取ったり、地域住民の人から「困っている」と連絡があったら相談に乗ったりしています。

また、幅広い相談に対応するため、さまざまな研修に参加したり、毎月地区の民生委員・児童委員で集まり、情報交換や相談への対応について意見を出し合ったりしています。

## 地域住民の皆さんへひと言

私たち民生委員・児童委員は、地域で誰もが安心して暮らせるように、日々活動しています。

困り事があつたり、身近に心配な人が居ましたら、地域の民生委員・児童委員にご相談ください。

精いっぱい、皆さんのお力になります。

## ふれあい銭湯（高齢者）の日

月に1回250円で利用できます ※令和6年4月より改定

- 対象者 市内在住の65歳以上の人
- 実施日 9月と2月を除く毎月第4水曜日（表2）
- 持ち物 住所と年齢が確認できるもの

表1 ふれあい銭湯の日 実施銭湯

施設名	住所	電話	施設名	住所	電話
アサヒ湯	東3南14	☎24・1933	朋の湯温泉	西11南15	☎24・1238
オベリベリ温泉 水光園	東10南5	☎23・4700	ひまわり温泉 森の郷	西11南32	☎48・4238
光南温泉	東2南19	☎23・7353	ローマンノ福の湯	東9南12	☎22・0456
天然の湯 自由ヶ丘温泉	自由が丘4	☎35・1126	白樺温泉（高齢者の日未実施）	白樺16西12	☎36・2821
天然温泉 たぬきの里	西5南15	☎21・2683	やよい乃湯（高齢者の日未実施）	西18南2	☎66・4126

※営業（受付）時間は、各銭湯に問い合わせください。  
※住所と年齢が確認できるものを、入浴前に銭湯の受付へ提示してください。入浴後に提示しても対応できない場合があります。

表2 ふれあい銭湯（高齢者）の日

4月24日(水)	5月22日(水)	6月26日(水)	7月24日(水)	8月28日(水)	9月※
10月23日(水)	11月27日(水)	12月25日(水)	1月22日(水)	2月※	3月26日(水)

※9月と2月は、北海道が行う銭湯をお得に利用できる制度があります。実施日や実施銭湯は市の制度と異なるので、事前に各銭湯へ問い合わせください。



# 銭湯で心も体も健康に

ふれあい銭湯の日

子どもや高齢者を対象に、入浴料のお得な日があります。

**問い合わせ** 健康推進課（東8南13、保健福祉センター内、☎25・9720）

市ホームページ ID.1004916



市内の各銭湯では、15歳以下の子どもや65歳以上の人を対象に、入浴料がお得な「ふれあい銭湯の日」を実施しています。（表1・2）詳細は、総合案内（市庁舎1階）や保健福祉センター、各コミセンに設置するチラシのほか、市ホームページを確認してください。

## ふれあい銭湯（子ども）の日

無料で利用できます

- 対象者 市内在住の15歳以下の人（同居する父母・祖父母が同伴する場合に限る。保護者は通常料金）
- 実施日 各銭湯に問い合わせるか、市ホームページを確認
- 持ち物 住所と年齢が確認できるもの